

発議案第 3 号

燕市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

燕市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 24 日 提 出

議会運営委員長 中 山 真 二

記

## 燕市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会活動における市民への説明責任に鑑み、燕市議会の議員(以下「議員」という。)が、燕市議会定例会(以下「定例会」という。)を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年条例第45号。以下「議員報酬等条例」という。)の特例を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期欠席 連続して2回以上定例会を全て欠席することをいう。
- (2) 公務上の災害 燕市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成18年条例第42号)に基づき認定された公務上の災害をいう。

### (議員報酬の減額及び不支給)

第3条 議員が燕市議会会議規則(平成18年議会規則第1号)第2条第1項に規定する事由により長期欠席をした場合における議員報酬は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる欠席回数の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減額して支給する。

欠席回数	割合
連続して2回定例会を全休	100分の25
連続して3回定例会を全休	100分の50
連続して4回定例会を全休	100分の75
連続して5回以上定例会を全休	100分の100

- 2 前項の規定は、欠席回数が連続して2回以上となる定例会の閉会日の属する月の翌月から適用する。

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から議員報酬の減額を解除する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、前条第1項の表の左欄に掲げる欠席回数の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減額して支給する。

2 基準日の前6か月以内の期間において、前条第1項の表の左欄に掲げる欠席回数の区分に応じた割合が異なる場合は、割合の高い方を適用する。

(適用除外)

第5条 議員が次に掲げる事由により長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害

(2) 議員の出産。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。

(3) 災害その他議長がやむを得ないと認める事由

(前任期における長期欠席の期間等)

第6条 この条例の規定により前任期中に議員報酬を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合には、前任期における欠席回数及び議員報酬の減額は、現任期における議員報酬及び期末手當にその効力を及ぼさないものとする。

(端数計算)

第7条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(疑義の決定と見直し)

第8条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

2 議会は、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定の見直しを行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。